

平成 30 年度税制改正大綱が決定しました。

新年あけましておめでとうございます。平成 30 年の年頭にあたり、皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平成 30 年度税制改正のポイント

《所得税》

① 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律 10 万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律 10 万円引き上げる。

② 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し

- ・給与所得控除について、給与収入が 850 万円を超える場合の控除額を 195 万円に引き下げる（現行 205 万円）。ただし、子育てや介護に配慮する観点から、23 歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないように措置を講ずる。
- ・公的年金等控除について、公的年金等収入が 1,000 万円を超える場合の控除額に 195.5 万円の上限を設ける。公的年金等以外の所得金額が 1,000 万円超の場合は、控除額を引き下げる。
- ・基礎控除について、合計所得金額 2,400 万円超で控除額が逡減を開始し、2,500 万円超で消失する仕組みとする。

《法人税》

賃上げ・生産性向上のための税制として、中小企業については平均給与等支給額が対前年比 1.5%以上増加等の要件を満たす場合に給与等支給増加額について税額控除ができる制度に改組する。

《相続税・贈与税》

事業承継税制の拡充のため、10 年間の特例として、猶予対象の株式の制限（総株式数の 2/3）の撤廃、納税猶予割合の引き上げ（80%から 100%）、雇用確保要件の弾力化を行うとともに、複数（最大 3 名）の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大し、経営環境の変化に対応した減免制度を創設する等の措置を講ずる。

《消費税》

平成 31 年 1 月 7 日以後の出国旅客に定額一律（1,000 円）の負担を求める**国際観光旅客税（仮称）**を創設する。